

公安委員会  
説明資料No.

1

犯罪被害者等給付金の裁定（京都府・兵庫県）に  
対する審査請求事案の審理状況及び裁決について

平成28年9月15日  
給与厚生課

（略）

(略)

<b>公安委員会</b> 説明資料No. <b>2</b>	<b>「全国犯罪被害者支援フォーラム2016」</b> の開催について	平成28年9月15日 給与厚生課
----------------------------------	--	---------------------

## 1 開催の趣旨

本フォーラムは、犯罪被害者支援に携わる関係機関及び民間被害者支援団体の関係者が参加し、講演やパネルディスカッション等を通じて、犯罪被害者支援のための知識の向上や緊密な連携の強化を図ることなどを目的に毎年秋に開催（今回で21回目）。

本年度は、「犯罪被害者支援の展望」がテーマ。

※ 警察庁、特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク、日本被害者学会、公益財団法人犯罪被害救援基金が主催

## 2 日時、会場

平成28年9月30日（金） 午後1時00分から午後5時10分まで  
 イイノホール（東京都千代田区内幸町2丁目 飯野ビル）

## 3 来賓、参加者

国家公安委員会委員長、日本弁護士連合会副会長

参加者～約500人（国・都道府県の行政機関、民間被害者支援団体、学識経験者、弁護士、精神科医、臨床心理士等）

## 4 プログラム概要

### (1) 犯罪被害者支援功労者・功労団体等表彰

多年にわたり犯罪被害者支援活動に尽力し、多大な功労があったと認められる犯罪被害相談員等に対して、警察庁長官と全国被害者支援ネットワーク代表者との連名表彰等を実施。

### (2) 講演

清水誠一郎氏（被害者ご遺族）が、「心（むすめ）が教えてくれた大切なこと～支援によって生かされた私たち家族～」をテーマに講演。

### (3) パネルディスカッション

民間被害者支援団体、自治体及び関係機関の実務者のパネリストが、「これからの犯罪被害者支援」をテーマに討議。

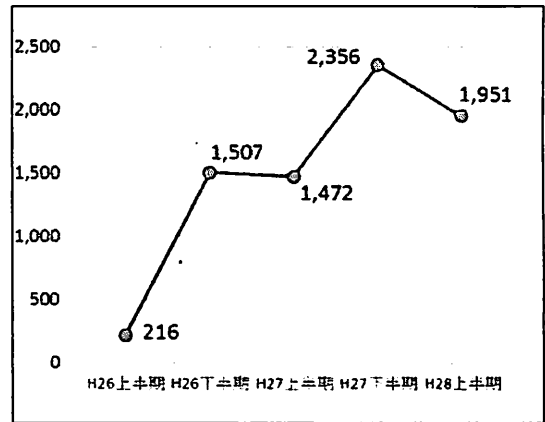
### 1 サイバー攻撃の情勢等

- 警察が報告を受けた標的型メール攻撃は1,951件（前期比-405件）。

このうち、これまでほとんど報告のなかった圧縮ファイルで送付された「.js」形式ファイルが472ファイルに急増。

- 攻撃ツールを用いて地方公共団体のサーバに対してDoS攻撃を行った少年を電子計算機損壊等業務妨害罪により検挙（5月、大阪）。

- 伊勢志摩サミット等の開催に際し、関係省庁、重要インフラ事業者、会議場等関係施設の管理者等と協力してサイバー攻撃対策を実施。



【標的型メール攻撃の件数の推移】

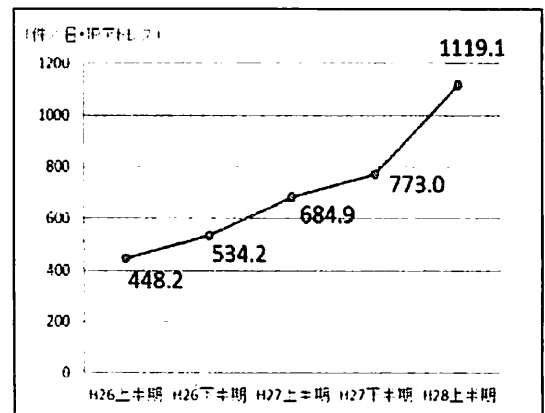
### 2 サイバー犯罪の情勢等

- サイバー犯罪の検挙件数、相談件数は増加。
- 金融機関等と連携した取組により、インターネットバンキングに係る不正送金事犯による被害額は約9億円に減少（前期比-6.3億円）。
- 違法中継サーバや海外サーバを利用した事犯への対策を実施。

### 3 サイバー空間における探索行為

- インターネットとの接続点に設置したセンサーに対するアクセス件数は1日1IPアドレス当たり1,119.1件に増加（前期比+346.1件）。

- ルータや監視カメラ等のLinux系OSを使用する機器等を標的とする探索行為及びそれらの機器を踏み台とした攻撃活動等が著しく活発化。



【センサーに対するアクセス件数の推移】

### 4 今後の取組

- 人材育成（サイバーセキュリティコンテストの実施、教養体系の見直し等）
- 官民連携（日本サイバー犯罪対策センターとの連携強化、中小事業者のサイバーセキュリティ対策への支援等）
- 国際連携（インターポールにおける共同捜査訓練への参加と情報共有等）
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたサイバーセキュリティ対策の推進（関係機関等との情報共有、共同対処訓練の実施等）

## 児童虐待

### 1 通告児童数

- 通告児童数は24,511人であり、上半期統計を取り始めた平成23年以降、5年連続で増加。 資料1

(参考)

厚生労働省による児童虐待相談の対応件数(27年度:103,260件(速報値))も一貫して増加傾向。また、児童相談所での児童虐待相談の経路別件数のうち、警察等からの通告が占める割合は平成27年度で約4割と、平成16年度と比して6.2倍となっている。

- 態様については、心理的虐待が全体の約7割、身体的虐待が約2割を占める。なお、心理的虐待については、その約7割を面前三(児童が同居する家庭における配偶者等に対する暴力)が占める。 資料2

### 2 保護児童数

- 児童の生命・身体の安全が脅かされる危険があるなどの緊急時や夜間等に警察として保護した保護児童数は1,551人であり、統計を取り始めた平成24年以降、4年連続で増加。 資料3

### 3 児童虐待事件検挙状況

- 検挙件数は512件と、上半期統計を取り始めた平成12年以降増加傾向にあり、検挙人員及び児童虐待事件に係る被害児童数ともに過去最多。 資料4・5

- 態様別では、身体的虐待が全体の約8割を占め、その加害者は、実父、養・継父等を含む男性が約7割である一方、実母も約3割を占める。そのうち、暴行、傷害が約9割を占める。

心理的虐待は、全体に占める割合は少ないものの、前年より約6割増加。暴力行為等、監禁、強要で検挙。 資料4・6・7・8

### 4 当面の対策

「児童虐待防止対策等について」(平成26年12月 児童虐待防止対策に関する副大臣等会議)及び「児童虐待への対応における関係機関との情報共有等の徹底について(通達)」(平成28年4月1日付け警察庁丁少発第47号ほか)等を踏まえ、以下の措置を徹底する。

- 関係機関との情報共有の徹底

児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、時機を失することなく確実に通告を実施するとともに、警察による安全確認の結果、その時点においては、虐待を受けたと認められない児童についても、児童相談所等の関係機関に対し、確実に事前照会を実施することを通じて情報共有を徹底する。(平成28年4月1日付通達の定着化)

- 児童虐待の早期発見と被害児童の早期救出・保護

要保護児童対策地域協議会に積極的に参画し、児童虐待の早期発見や早期救出・保護に向け情報収集を強化する。

- 児童相談所との一層の連携強化

児童相談所への警察官OB等の配置を進め、児童相談所と連携した研修を実施する。

## 児童ポルノ事犯

### 1 送致状況

- 送致件数は1,023件、送致人員は742人と、平成16年以降増加傾向にあり、過去最多を更新。統計を取り始めた平成12年上半期のそれぞれ約12倍、約8倍。  
資料9・10
- 態様別にみると、送致件数の8割強がインターネット関連事犯であるとともに、製造事犯が622件と最も多く、過去最多を更新。  
提供・公然陳列事犯は375件と、過去最多であった平成24年上半期に次ぐ件数。  
資料11・12・13・14
- 法改正により平成27年7月より罰則適用された自己性的目的所持罪は17件。

### 2 被害状況

- 被害児童数は781人と、過去最多を更新。統計を取り始めた平成12年上半期の約14倍。学職別にみると、中学生が6割強、高校生が2割強、小学生以下が1割弱。  
資料15・16・17
- 被害態様別でみると、盗撮によるものが4割強。また、自画撮りさせた上メール等で送らせるもの（以下「自画撮り被害」という。）が増加傾向にある。  
資料18・19
- 自画撮り被害は、コミュニティサイトに起因するものが8割を占め、そのうち9割弱がアクセス手段にスマートフォンを使用。学職別でみると、中学生が6割弱、高校生が3割強。  
資料19・20・21  
自画撮り被害に遭った児童と加害者との関係でみると、面識のない者から被害に遭った児童が8割弱を占める。  
資料22・23
- 低年齢被害児童（小学生以下）のうち、強姦・強制わいせつの手段により児童ポルノを製造されたものが4割強を占める。  
資料24  
強姦・強制わいせつの手段により児童ポルノを製造された低年齢被害児童と加害者との関係でみると、面識のない者から被害に遭った児童が4割強を占め、そのうち9割弱が加害者から路上等で声をかけられている。  
資料25・26

### 3 当面の対策

平成28年7月の犯罪対策閣僚会議において策定された第三次児童ポルノ排除総合対策を踏まえ、次の対策を推進する。

- 児童ポルノによる被害の継続・拡大を防止するため、被害児童の早期発見・保護及び製造被疑者の早期検挙に努めるとともに、低年齢児童ポルノ愛好者グループによる事犯等の取締りを強化。
- 児童ポルノの拡散防止のため、関連事業者に対するウェブサイトに掲載された児童ポルノの削除依頼等の流通閲覧防止対策を引き続き推進。
- 児童ポルノの被害防止のため、自画撮り被害等に係る実際の事例を取り上げ、その問題点や対処法を収録した啓発DVDを活用するなどして、学校等の関係機関と連携し、きめ細かな情報モラル教育や保護者に対する啓発活動を引き続き推進。

<p>公安委員会 説明資料No. 5</p>	<p>取調べの録音・録画の試行指針の制定 について</p>	<p>平成28年9月15日 刑事企画課</p>
----------------------------	-----------------------------------	-----------------------------

### 1 経緯・趣旨

- 平成20年9月 裁判員裁判対象事件について、警視庁等5都府県において試行開始（平成21年4月に全国に拡大）
  - 平成24年4月 試行範囲を拡充（否認事件も対象とする、1事件で複数回実施するなど）
  - 平成24年5月 知的障害を有する被疑者に係る事件に係る試行開始（平成28年3月に発達障害、精神障害等を有する被疑者に係る事件も試行対象に）
- 改正刑事訴訟法により導入される取調べの録音・録画制度（平成31年6月までに施行）に備える観点から、取調べの録音・録画の試行内容を見直し、指針を新たに制定するもの（本年10月1日より実施）。

### 2 見直しの概要

- 制度の対象となる取調べ又は弁解録取手続については、制度に則った形での録音・録画を実施（原則全場面の録音・録画）。
- 制度対象事件以外の事件で逮捕・勾留されている被疑者の取調べ又は弁解録取手続についても、取調べが制度対象事件に関する事項に及ぶ見込みがある場合は試行対象とする。
- 上記以外の取調べ（制度による義務付け対象とはならない取調べ）についても、個別の事案ごとに録音・録画の必要性等を判断し、実施することができる。
- 知的障害等の障害を有する被疑者に係る試行指針の内容も取り込み、指針を一本化（知的障害等に係る試行の内容については従前どおり）。

### 3 今後の課題

- 新指針に基づき、原則全場面の録音・録画実施の更なる徹底
  - ※ 現指針の下での裁判員裁判対象事件の全場面実施は未だ約5割（平成27年度）
- 制度に対応するための録音・録画機器整備の推進
- 取調べの技能向上のための取調べ技術総合研究・研修センター等による各種研修の強化

## 1. 平成28年上半期における交通死亡事故の主な特徴

- 今期の交通事故死者数は1,827人で、平成18年上半期と比較して、全年齢層では約4割、高齢者では約2割減少したものの、高齢者人口当たり死者数は全年齢層と比べて依然高い水準で推移している。【P1】
- 状態別死者数は自動車乗車中と歩行中が特に多く、今期は平成21年上半期以来7年ぶりに自動車乗車中が歩行中を上回った。また、類型別死者数は正面衝突等（正面衝突、路外逸脱、工作物衝突）、横断中、出会い頭衝突が多い。【P2-3】
- 状態別死者数は平成18年上半期と比較していずれも約5割から約7割の水準まで低下しており、特に自動車乗車中死者は他の状態と比較して減少率が大きい。【P4】
- 歩行中死者数は613人で過去10年で減少傾向にあるが、高齢者は概ね年齢層が高いほど人口当たり死者数が多い傾向にある。一方、歩行中死者の法令違反率は約6割から約7割で推移している。【P5-6】
- 自動車乗車中死者数は666人で過去10年で運転席・助手席の死者は減少傾向にあるものの、後部座席等は横ばい傾向にある。また、自動車乗車中死者のシートベルト着用率は、平成23年から平成27年の累計5年間で52.0%であったのに対し、今期の着用率は53.0%でほぼ横ばいであった。【P7-8】
- 自転車乗用中死者数は231人で過去10年で減少傾向にあり、法令違反率は約7割から約8割で推移している。【P9】

## 2. 平成27年における交通死亡事故の詳細分析

- 正面衝突等死亡事故は約8割が単路で発生しており、そのうち直線区間、左右カーブ区間でおおよそ半数ずつ発生している。【P11】
- 単路での正面衝突等事故は、昼夜間ともに、高齢者は直線における事故の割合が、高齢者以外はカーブにおける事故の割合が相対的に高くなる傾向があり、高齢者以外の事故は危険認知速度が高い。【P12-13】
- 横断中死亡事故は約半数が交差点において、約3割が単路において発生しており、昼間では交差点での事故が、夜間では単路での事故が相対的に多く発生している。【P14】
- 交差点での横断中死亡事故は車両直進中に多く発生し、特に夜間はその割合が高い。加えて、横断中の歩行者が左からの進行車両と衝突する事故が多く、特に夜間に高齢者が同事故に遭う場合が多い。【P15-16】
- 単路での横断中死亡事故についても、横断中の歩行者が左からの進行車両と衝突する事故が多く、夜間に高齢者が同事故に遭う場合が多い。【P17】
- 長野県警では、高齢歩行者の特性として、
  - ・横断可能と判断する距離を左右同じと認識してしまうこと
  - ・安全確認から横断開始までに1、2秒経過すること
  - ・横断中は左右を確認しないこと等を把握し、高齢者に対して道路横断時の危機予測に関する安全教育等を実施している。【P18】



### 3. 今後の交通死亡事故抑止対策

平成28年上半期における交通死亡事故の主な特徴、平成27年における交通死亡事故の詳細分析を踏まえ、当面次の対策を推進することとする。

#### ○ 運転者施策の充実

- ・ 交通事故の年齢層別の特徴等を踏まえた安全教育や交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進
- ・ 全席シートベルトの着用、最高速度の遵守等の法令遵守の徹底
- ・ 夜間事故を防止するための前照灯の早めの点灯や上向き点灯（対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用）の励行

#### ○ 横断中歩行者の事故防止対策の充実

- ・ 夜間事故防止に効果が高い反射材用品等の普及促進と効果的な活用の推進
- ・ 高齢歩行者の特性等を踏まえた安全教育等の普及促進

#### ○ 自転車利用者に対する交通ルールの周知、安全教育等の推進

※ 別添資料省略

公安委員会	平成28年秋の全国交通安全運動等の	平成28年9月15日
説明資料No. <b>7</b>	実施について	交通企画課

### 1 実施期間

平成28年9月21日(水)から同月30日(金)までの10日間

### 2 主催

内閣府・警察庁等10府省庁、都道府県、市区町村、関係13団体

### 3 運動の目的、運動重点等

広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

#### (1) 運動の基本

子供と高齢者の交通事故防止

#### (2) 全国重点

- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

#### (3) 地域重点

地域の交通事故実態等に即して必要があるときは定める。

### 4 警察における重点的取組

- 子供や高齢者が活動する時間帯、地域の事故実態等に即した街頭での交通安全指導、保護・誘導活動を徹底
  - ※ 期間中に通学路における全国一斉取締りを実施
- 高齢者に対し、加齢等に伴う自身の身体機能の変化(歩行速度の低下等)を自覚した安全な交通行動の実践、夕暮れ時や夜間での反射材着用、安全運転に必要な技能・知識の再確認のための参加・体験・実践型の交通安全教室や、高齢者歩行者による法令違反に起因する死亡事故が多い実態等を踏まえた安全指導を実施
- 薄暮時から夜間における歩行者や対向車の早期発見による交通事故防止のため、前照灯の早めの点灯や上向き点灯(対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用)の広報啓発を実施
- シートベルトの非着用の危険性や着用による被害軽減効果を強調した広報啓発を実施